

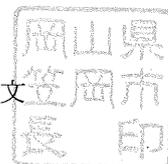


笠上下水第398号

令和2年8月5日

笠岡市上下水道事業運営審議会長 様

笠岡市長 小林 嘉文



諮問書

笠岡市上下水道事業運営審議会条例第2条の規定により、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 諮問事項
- 1 持続可能な水道事業の運営について
 - 2 水道料金のあり方について
 - 3 持続可能な下水道事業の運営及び経営状況について

諮問の要旨

笠岡市水道事業は、昭和 28 年 6 月に上水道事業認可を受け、笠岡市の悲願であった「水の確保」と「市民皆水道」の実現に向けて、高梁川からの導水等、地理的条件を克服しながら給水区域の拡張を進めてまいりました。その結果、令和元年度末現在において水道普及率は 99.0 パーセントとなっています。

近年、人口減少や施設老朽化等により経営環境が厳しさを増す中であっても、水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインであり、安定的なサービスを継続して提供する必要があります。

こうした状況下、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要であるとして、総務省は、中長期的な経営の基本計画である「水道事業経営戦略」（設備投資と財政計画）を令和 2 年度までに策定するよう要請しています。

笠岡市水道事業においても、基本理念「市民のための水道を未来へ」の実現に向け、今年度、「水道事業経営戦略」の策定及び「水道事業ビジョン」の改定を行うこととしています。つきましては、『持続可能な水道事業運営』及び「適切な運営資金の確保」に視点を置いた『水道料金の適切なあり方』について、貴審議会の意見を求めます。

また、笠岡市下水道事業は、昭和 49 年度に、公共下水道（笠岡処理区）事業として着手し、昭和 61 年度に供用を開始いたしました。その後、平成 6 年度から真鍋島の漁業集落排水施設整備事業、平成 18 年度から特定環境保全公共下水道（北部処理区）事業に着手しております。また、平成 30 年度から資産等の正確な把握、経営の見える化を実現するため、地方公営企業法を適用した運営形態、公営企業会計に移行しております。

下水道事業は、「汚水私費、雨水公費」の原則により、汚水処理費は利用者からの下水道使用料で賄うべきとされておりますが、保有する膨大な固定資産の維持改良費用、及び企業債の返還など、今後、多額の費用負担が予想されることです。

このような状況の下、持続可能な下水道事業の運営及び経営状況について、貴審議会の意見を求めます。